

平成31年度地方税制改正等について



地方財政審議会

平成31年4月5日

総務省自治税務局企画課長

池田 達雄

平成31年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

平成30年11月20日 地方財政審議会

第一 今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方

- 人口減少の深刻化と急速な高齢化、地方の疲弊が深刻な課題となっていること等に加え、情報化などの社会の急激な変化が続いており、平成31年度税制改正では、**地方税の充実確保と税源の偏在性が小さい地方税体系の構築を最も重要な二本の柱と位置づけて、その実現を図っていくべき。**

第二 平成31年度地方税制改正等への対応(主なもの)

地方法人課税の偏在是正

- 税源に偏在があれば、地方税を充実すると地域間の財政力格差が拡大するため、**地方税の充実確保と税源の偏在是正は、車の両輪として常に考える必要。**
- 地方法人課税は引き続き重要な役割を担うべきものであるが、地方税の中でも**特に偏在度が高くなっている。**
- **都市と地方が共に持続可能な形で発展**するため、地方法人課税における**新たな偏在是正措置が必要。**
- 平成31年度税制改正において**結論を得るべき。**

車体課税

- 応益課税の原則や社会インフラの老朽化対策、防災・減災事業、ひいては人々の安全・安心の観点から、**車体課税に係る税収を充実確保することは不可欠。**
- 自動車税は、地方財政の厳しい状況を踏まえ、**代替財源なくして税率引下げを行うことは困難。**

個人住民税(ふるさと納税)

- 一部の地方自治体が過度な返礼品を送付することによって多額のふるさと納税を集めている状況が継続していることを踏まえれば、**制度本来の趣旨に沿った形での運用が行われるよう、制度的な対応を講じることが必要。**
- 一定のルールの中で地方自治体が創意工夫することにより全国各地の地域活性化に繋げるために、「返礼割合3割超」又は「**地場産品以外**」の返礼品を送付し、**制度の趣旨を歪めているような地方自治体に対して支出した寄附金について、個人住民税の特例控除が行われないこととすること等**を検討。
- 地域における様々な事情も勘案しながら、**制度が健全に発展していくよう、見直しの検討を進めることを期待。**

ゴルフ場利用税

- 地方自治体の様々な行政需要に対し、受益と負担の観点から、利用者に税負担を求めることは合理的であり、**廃止は不適當。**

「地方法人課税に関する検討会」について(平成30年度)

○ 検討会の趣旨

与党税制改正大綱等を踏まえ、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討を行う。
(地方財政審議会に設置)

(地方財政審議会委員)

- ◎ 堀場 勇夫 会長
植木 利幸
鎌田 司
中村 玲子
宗田 友子

(地方財政審議会特別委員)

- 上村 敏之 関西学院大学学長補佐・
経済学部教授
小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・
人間福祉学部教授
関口 智 立教大学経済学部教授
中里 透 上智大学経済学部准教授
淵 圭吾 神戸大学大学院法学研究科教授
吉村 政穂 一橋大学大学院法学研究科教授

(地方公共団体関係者)

- 石井 隆一 富山県知事(全国知事会)
三木 正夫 長野県須坂市長(全国市長会)
汐見 明男 京都府井手町長(全国町村会)

(◎は座長)

○ 検討会スケジュール

第1回 5月23日(水)

- ・偏在是正に関するこれまでの取組
- ・地域間の財政力格差の現状等

第2回 7月31日(火)

- ・東京一極集中に関する有識者ヒアリング
- ・地方3団体(全国知事会、全国市長会及び全国町村会)からのヒアリング

第3回 8月29日(水)

- ・個別団体(東京都、愛知県、大阪府、秋田県、長野県、高知県)からのヒアリング

第4回 9月28日(金)

- ・経済社会構造の変化等
- ・これまでの地方法人課税における偏在是正措置(地方譲与税及び地方交付税)等

第5回 10月24日(水)

- ・新たな偏在是正措置に係る対象税目
- ・譲与税化と交付税原資化の留意点等

第6回 11月8日(木)

- ・新たな偏在是正措置に関する基本的考え方、具体的な方策等

第7回 11月14日(水)

- ・取りまとめについて

⇒ 11月20日(火) 報告書公表

地方消費税に関する検討会（平成29年度）

○ 検討会の趣旨

地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させる観点から、地方消費税の清算基準について検討を行うもの（地方財政審議会の下に設置）

○ 検討会スケジュール

- ・ 第1回 4月25日(火)
- ・ 第2回 6月2日(金)
- ・ 第3回 6月23日(金)
- ・ 最終回 11月13日(月) ⇒ 11月21日(火)報告書公表
- ・ 第4回 7月25日(火)
- ・ 第5回 9月22日(金)
- ・ 第6回 10月25日(水)

○ 構成員

（地方財政審議会委員）

堀場 勇夫 会長
植木 利幸
鎌田 司
中村 玲子
宗田 友子

（地方財政審議会特別委員）

上村 敏之 関西学院大学学長補佐・経済学部教授
関口 智 立教大学経済学部教授
辻 琢也 一橋大学理事・副学長
中里 透 上智大学経済学部准教授
林 正義 東京大学大学院経済学研究科教授
◎持田 信樹 東京大学大学院経済学研究科・研究科長/経済学部長
望月 正光 関東学院大学経済学部教授
吉村 政穂 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

（地方公共団体関係者）

石井 隆一 富山県知事
（全国知事会地方税財政常任委員会委員長）
高橋 正樹 富山県高岡市長
（全国市長会都市税制調査委員会委員長）
遠藤 栄作 福島県鏡石町長
（全国町村会財政委員会副委員長）

◎は座長

「平成29年度税制改正大綱」（平成28年12月8日 自由民主党 公明党）(抄)

第三 検討事項

14 地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。

森林吸収源対策税制に関する検討会について(平成29年度)

○ 開催趣旨

市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるための森林環境税(仮称)の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的な検討を行うため、有識者及び地方団体の代表者を構成員として、地方財政審議会の下に設置。

○ 構成員

(地方財政審議会委員)

堀場 勇夫 会長
植木 利幸 鎌田 司 中村 玲子 宗田 友子

(地方財政審議会特別委員)

神山 弘行 一橋大学大学院法学研究科准教授
◎小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・
人間福祉学部教授

佐藤 英明 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
勢一 智子 西南学院大学法学部教授
土屋 俊幸 東京農工大学大学院農学研究院教授
林 宏昭 関西大学経済学部教授
諸富 徹 京都大学大学院経済学研究科教授

(地方公共団体関係者)

村井 嘉浩 宮城県知事
(全国知事会地方税財政常任 委員会委員)
本間 源基 茨城県ひたちなか市長
(全国市長会都市税制調査委員会副委員長)
更谷 慈禧 奈良県十津川村長
(全国町村会副会長) ※第1回～第4回
清水 雅文 愛媛県愛南町長
(全国町村会財政委員会副委員長)
※第5回～第7回

◎は座長

○ 開催経緯

- ・ 第1回検討会(4月21日開催)
⇒ 検討経緯、今後の論点・検討スケジュール
 - ・ 第2回検討会(5月9日開催)
⇒ 林野庁からのヒアリング
 - ・ 第3回検討会(6月22日開催)
 - ・ 第4回検討会(7月6日開催)
- 基本的な制度設計に関する検討
- ・ 第5回検討会(8月8日開催)
 - ・ 第6回検討会(10月26日開催)
- 論点の整理
- ・ 第7回検討会(11月10日開催) ⇒ 報告書(案)についての議論
 - ・ 報告書公表(11月21日)

自治税務局の主な審議案件

- ふるさと納税の対象団体の指定
- 法定外税の新設又は変更に係る同意
- 地方譲与税の譲与
(参考)

| 譲与月 | 譲与税目 |
|-----|--|
| 5月 | 地方法人特別譲与税 |
| 6月 | 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税 |
| 8月 | 地方法人特別譲与税 |
| 9月 | 航空機燃料譲与税、特別とん譲与税、森林環境譲与税 |
| 11月 | 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、地方法人特別譲与税 |
| 2月 | 地方法人特別譲与税 |
| 3月 | 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、特別とん譲与税、森林環境譲与税 |

- 固定資産税(償却資産)における総務大臣(知事)配分資産の指定、総務大臣配分資産の価格等の決定及び配分
- 国有提供施設等所在市町村助成交付金(基地交付金)及び施設等所在市町村調整交付金(調整交付金)の交付額の決定

○ ふるさと納税の対象団体の指定

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（寄附金税額控除）

第三十七条の二 略

- 2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。
 - 一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領した当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。
 - 二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。
- 3～5 略
- 6 総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。
- 7 略
- 8 総務大臣は、**第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは第六項の規定による指定の取消し**（第十項において「指定の取消し」という。）**については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

自治税務局の主な審議案件(参照条文)

○ 法定外税の新設又は変更に係る同意

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

(法定外目的税の新設変更)

第七百三十一条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

- 2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更(法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 道府県又は市町村は、当該道府県又は市町村の法定外目的税の一の納税義務者(納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。)であつて当該納税義務者に対して課すべき当該法定外目的税の課税標準の合計が当該法定外目的税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの(以下本項において「特定納税義務者」という。)であるものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県又は市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第七百三十二条の二 総務大臣は、**第七百三十一条第二項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

○ 地方譲与税の譲与

地方揮発油譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)

(地方財政審議会の意見の聴取)

第七条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 第九条の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 第二条第一項、第四項、第六項(第三条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第八項、第三条第一項又は前条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 三 **都道府県及び市町村に対して譲与すべき地方揮発油譲与税を譲与しようとするとき。**

※地方揮発油譲与税の例
(その他の譲与税についても意見聴取の規定あり)

自治税務局の主な審議案件(参照条文)

○ 固定資産税(償却資産)における総務大臣(知事)配分資産の指定、 総務大臣配分資産の価格等の決定及び配分

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

(道府県知事又は総務大臣の評価の権限等)

第三百八十九条 道府県知事(次に掲げる固定資産について関係市町村が二以上の道府県に係るときは、総務大臣。以下この条において同じ。)は、次に掲げる固定資産について、固定資産評価基準により、第四百九条第一項から第三項までの規定の例により評価を行つた後、総務省令で定めるところにより、当該固定資産が所在するものとされる市町村並びにその価格及び第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二又は第三百四十九条の三の四の規定の適用を受ける固定資産についてはその価格にそれぞれこれらの規定に定める率を乗じて得た額(以下固定資産税について「価格等」という。)を決定し、決定した価格等を当該市町村に配分し、毎年三月三十一日までに当該市町村の長に通知しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合には、四月一日以後に通知することができる。

- 一 総務省令で定める船舶、車両その他の移動性償却資産又は可動性償却資産で二以上の市町村にわたつて使用されるもののうち総務大臣が指定するもの
- 二 鉄道、軌道、発電、送電、配電若しくは電気通信の用に供する固定資産又は二以上の市町村にわたつて所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもののうち総務大臣が指定するもの

2~5 略

6 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 第一項第一号又は第二号の規定による固定資産の指定をしようとするとき。
- 二 第一項の規定による固定資産の価格等の決定及び配分をしようとするとき。
- 三 第四項の規定による固定資産の価格等の配分の調整の申出を受けたとき。
- 四 前項の規定による固定資産の価格等の配分の調整をしようとするとき。

○ 国有提供施設等所在市町村助成交付金(基地交付金)及び施設等所在市町村調整交付金(調整交付金)の交付額の決定

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十二年法律第百四号)

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和二十七年法律第百十号)第二条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村(都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。)に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金(以下「市町村助成交付金」という。)を交付する。
- 2 前項の事務は、政令で定めるところにより、総務大臣が行う。
- 3 総務大臣は、第一項の規定により市町村に対して交付すべき市町村助成交付金を交付しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

平成 31 年度地方税制改正について

1 地方法人課税における新たな偏在是正措置

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設する。

◎ 特別法人事業税の創設

消費税率 10% 段階において復元される法人事業税（所得割・収入割）の一部（法人事業税の約 3 割）を分離し、特別法人事業税（国税）とする。

課税標準：法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）

主な税率区分：

| 主な税率区分 | 法人事業税（所得割・収入割） | | 特別法人事業税 |
|------------------|----------------|-------|-------------|
| | （復元後） | （改正後） | （創設） |
| 資本金 1 億円超の普通法人 | 3. 6 % | ⇒ 1 % | 税額の 2 6 0 % |
| 資本金 1 億円以下の普通法人等 | 9. 6 % | ⇒ 7 % | 税額の 3 7 % |
| 収入金額課税対象法人 | 1. 3 % | ⇒ 1 % | 税額の 3 0 % |

賦課徴収：都道府県（法人事業税と併せて実施）

国への払込み：税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

適用期日：平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用

◎ 特別法人事業譲与税の創設

譲与額：特別法人事業税の税収（全額）を都道府県に譲与

譲与基準等：「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限の仕組み（※）を設ける

譲与開始時期：平成 32 年度

※ 当初算出額 25% を保障し、残余 75% を譲与しない（財源超過額を上限）。

◎ その他

○ 都道府県の財政運営に支障が生じないように、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講ずる。

○ 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。

※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

2 車体課税の大幅見直し

消費税率 10%への引上げにあわせ、保有課税を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保する。

加えて、消費税率引上げに伴う対応として、環境性能割（自動車税・軽自動車税）の税率を1%分軽減する。（平成31年10月1日～平成32年9月30日の間の措置）

保有課税の恒久減税

◎ 自動車税の税率引下げ（恒久減税）

平成31年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率を引き下げる。

| 税率区分 | ～1,000cc 以下 | 1,000cc 超 1,500cc 以下 | 1,500cc 超 2,000cc 以下 | 2,000cc 超 2,500cc 以下 | 2,500cc 超～ |
|------|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------|
| 引下げ幅 | ▲4,500 円 | ▲4,000 円 | ▲3,500 円 | ▲1,500 円 | ▲1,000 円 |

◎ 地方税財源の確保等

（1）環境性能割の税率の適用区分の見直し

○ 環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率の適用区分を見直す。

（2）グリーン化特例（軽課）の大幅見直し

○ 環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。

○ 消費税率引上げに配慮し、現行制度を2年間延長した上で、平成33年4月1日以後に初回新規登録等を受けた自家用乗用車から適用する。

（3）エコカー減税（自動車取得税・自動車重量税）の軽減割合等の見直し

○ 環境インセンティブを強化するため、乗用車（登録車及び軽自動車）及びトラック・バスに係るエコカー減税の軽減割合等を見直す。
※平成31年4月1日～9月30日の間の措置

（4）都道府県自動車重量譲与税制度の創設（自動車重量税の譲与割合の引上げ）

○ 自動車重量税の譲与割合を段階的に引き上げることで国税から地方税への税源移譲を行い、都道府県自動車重量譲与税制度を創設する。

（5）揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

○ （1）～（4）の措置を講じてもなお不足する地方税財源を確保するため、平成46年度から揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、地方揮発油譲与税（都道府県分）を増額する。

(6) その他

- 平成 31 年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。[改正前：65% → 平成 31～33 年度：47% → 平成 34 年度以降：43%]

需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

消費税率引上げに伴う対応として、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を 1% 分軽減する。

これによる地方税の減収は、全額国費で補てんする。

| 〔登録車〕 | 税率 | 臨時的軽減 | 〔軽自動車〕 | 税率 | 臨時的軽減 |
|-------|------|-------|--------|------|-------|
| | 非課税 | 非課税 | | 非課税 | 非課税 |
| | 1.0% | 非課税 | | 1.0% | 非課税 |
| | 2.0% | 1.0% | | 2.0% | 1.0% |
| | 3.0% | 2.0% | | | |

3 個人住民税

◎ ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度について、以下のとおり見直しを行う。

- 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。
 - ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
 - ② （①の地方団体で）返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - ・ 返礼品の返礼割合を 3 割以下とすること
 - ・ 返礼品を地場産品とすること

◎ 住宅ローン控除の拡充に伴う措置

- 所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間（11 年目～13 年目）において、所得税額から控除しきれない額について、これまでと同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。
- この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補てんする。

◎ 個人住民税の非課税措置

- 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。（平成 33 年度分個人住民税～）

4 森林環境税・譲与税の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

◎ 森林環境税の創設 [平成 36 年度から課税]

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率：1,000 円（年額）

賦課徴収：市町村（個人住民税と併せて実施）

国への払込み：都道府県を経由して税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

◎ 森林環境譲与税の創設 [平成 31 年度から譲与]

譲与総額：森林環境税の収入額（全額）に相当する額（注1）

譲与団体：市町村及び都道府県

使 途：（市町村）間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
（都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準：（市町村）総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分
※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正
（都道府県）総額の1割（注2）に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使 途 の 公 表：インターネットの利用等の方法により公表

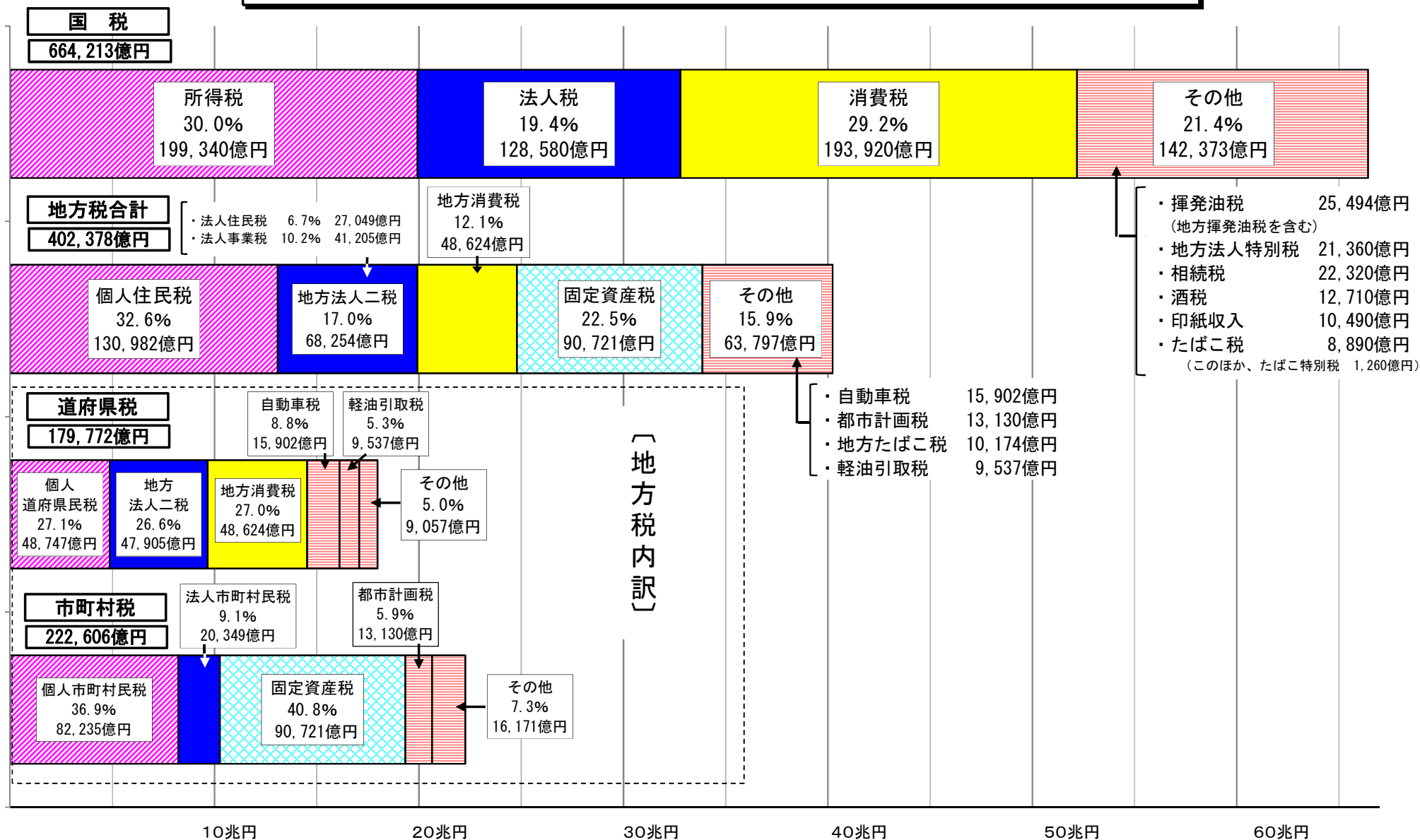
（注1）平成 35 年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税配付金特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。

（注2）制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

5 主な税負担軽減措置等

- 特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置を創設（固定資産税）
- 福島県の原因事故による避難住民の帰還推進を目的とした帰還環境整備推進法人が整備する一定の公共施設に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）
- 熊本地震による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用期間を2年延長（固定資産税、都市計画税）
- 鳥獣被害対策を推進するため、対象鳥獣捕獲員等の狩猟者登録に係る課税免除等の特例措置を5年延長（狩猟税）

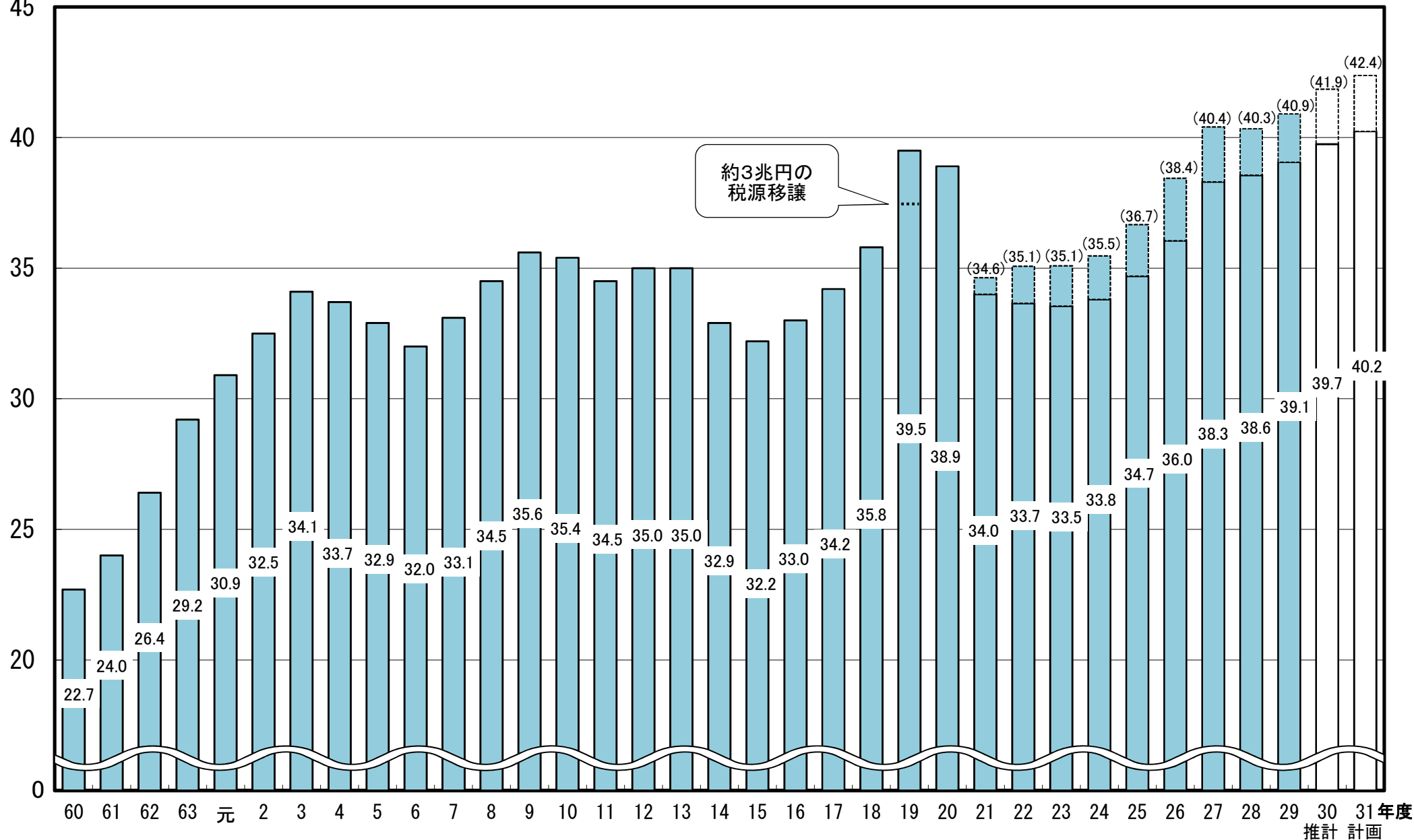
国税・地方税の税収内訳（平成31年度予算・地方財政計画額）



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 3 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。
 4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

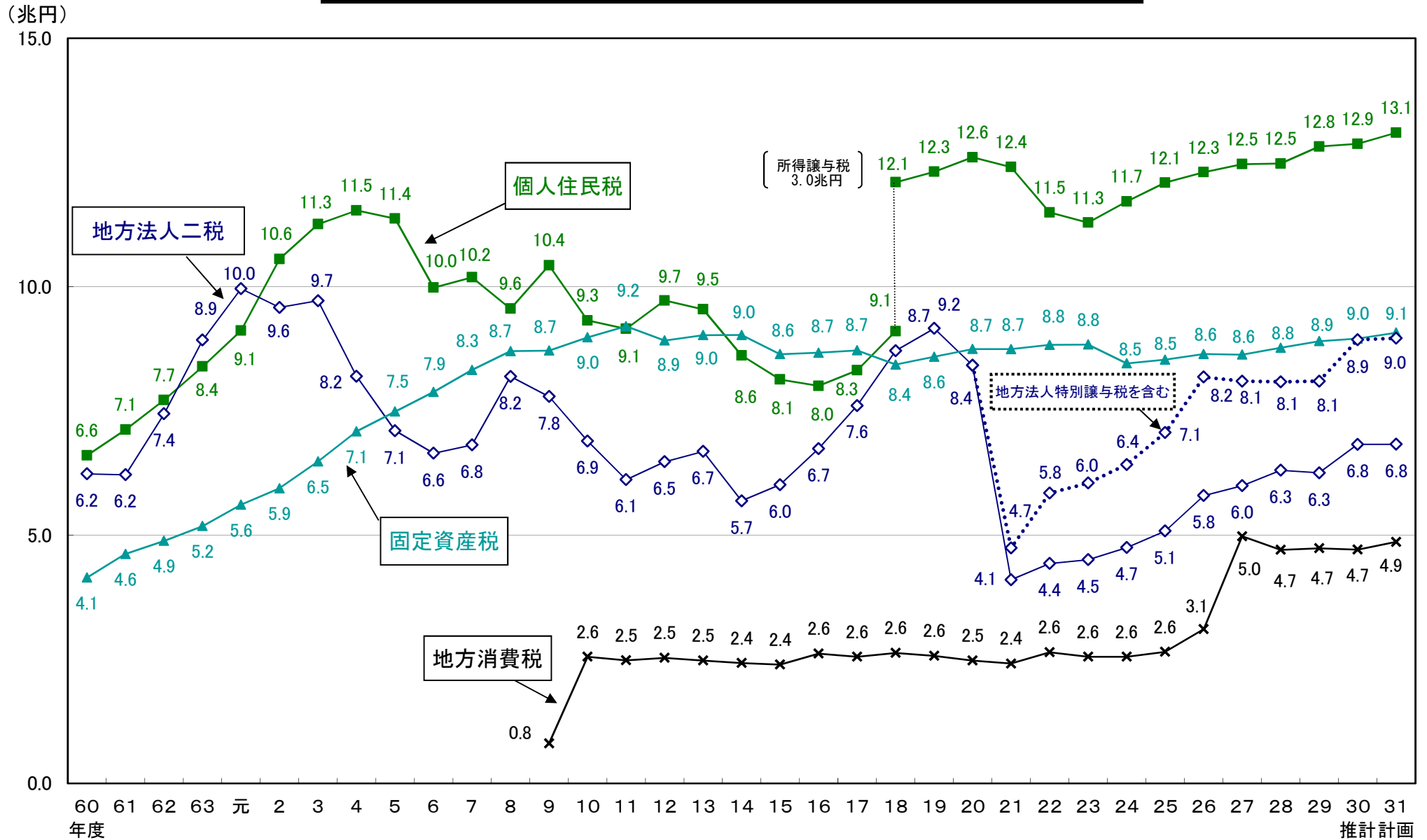
地方税収(地方財政計画ベース)の推移

兆円
45



- (注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2 平成29年度までは決算額、30年度は推計額(H30.12時点)、31年度は地方財政計画額である。
 3 括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を含めたものである。

主要税目（地方税）の税収の推移



(注) 1 表中における計数は、超過課税を含まない。

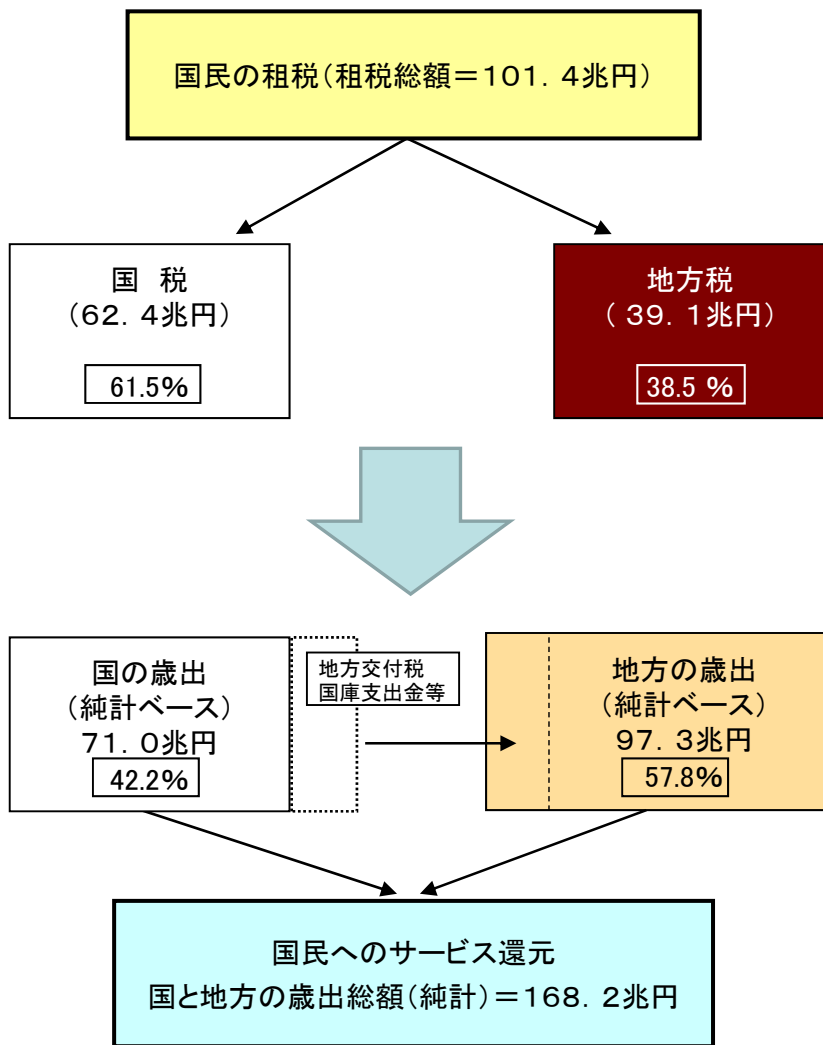
2 平成29年度までは決算額、30年度は推計額（H30.12時点）、31年度は地方財政計画額である。

3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。

(㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.1兆円、(㉘) 1.8兆円、(㉙) 1.8兆円、(㉚) 2.1兆円、(㉛) 2.1兆円

国・地方の税源配分について

◎国・地方の歳入歳出(平成29年度決算)



(注)精査中であり、数値が異動することがある。

(注)地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

(注)国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

◎税源配分の推移

| 年度 | 租税総額 | 国 税 | 地方税 | 〈法人事業税への復元時ベース〉 |
|-------|---------|-------------------|-------------------|-----------------|
| H20 | 84.7兆円 | 45.8兆円 [54.1%] | 38.9兆円 [45.9%] | |
| H21 | 74.2兆円 | 40.2兆円 [54.2%] | 34.0兆円 [45.8%] | <46.7%> |
| H22 | 77.4兆円 | 43.7兆円 [56.5%] | 33.7兆円 [43.5%] | <45.3%> |
| H23 | 78.7兆円 | 45.2兆円 [57.4%] | 33.5兆円 [42.6%] | <44.6%> |
| H24 | 80.8兆円 | 47.0兆円 [58.2%] | 33.8兆円 [41.8%] | <43.9%> |
| H25 | 85.9兆円 | 51.2兆円 [59.6%] | 34.7兆円 [40.4%] | <42.7%> |
| H26 | 93.9兆円 | 57.8兆円 [61.6%] | 36.0兆円 [38.4%] | <40.9%> |
| H27 | 98.3兆円 | 60.0兆円 [61.0%] | 38.3兆円 [39.0%] | <41.1%> |
| H28 | 97.5兆円 | 59.0兆円 [60.5%] | 38.6兆円 [39.5%] | <41.4%> |
| H29 | 101.4兆円 | 62.4兆円 [61.5%] | 39.1兆円 [38.5%] | <40.3%> |
| H30見込 | 103.5兆円 | 63.8兆円 [61.6%] | 39.7兆円 [38.4%] | <40.4%> |
| H31計画 | 106.7兆円 | 66.4兆円 [62.3%] | 40.2兆円 [37.7%] | <39.7%> |

(注)地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

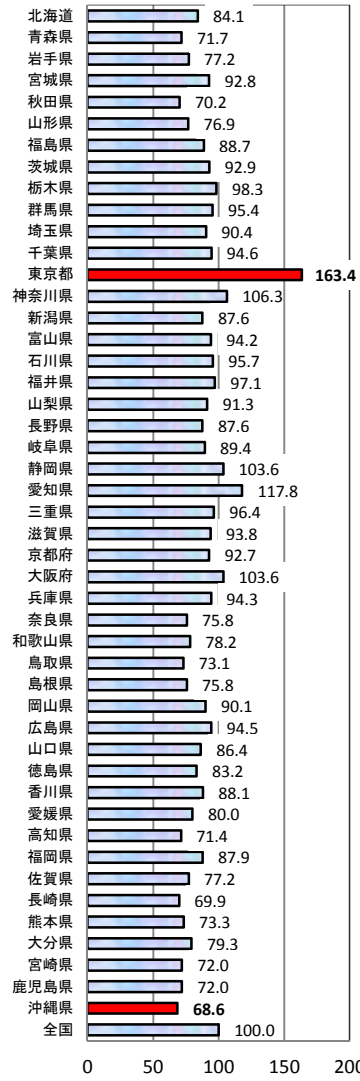
(注)枠外の<>は、国税に地方法人特別税を含まず、地方税に地方法人特別譲与税を含めた場合の地方の配分比率である。

(注)「H30見込」は国税においては補正後予算額、地方税においては推計額(H30.12時点)である。

人口一人当たりの税収額の指数(5年平均(H25~H29決算))

地方税計

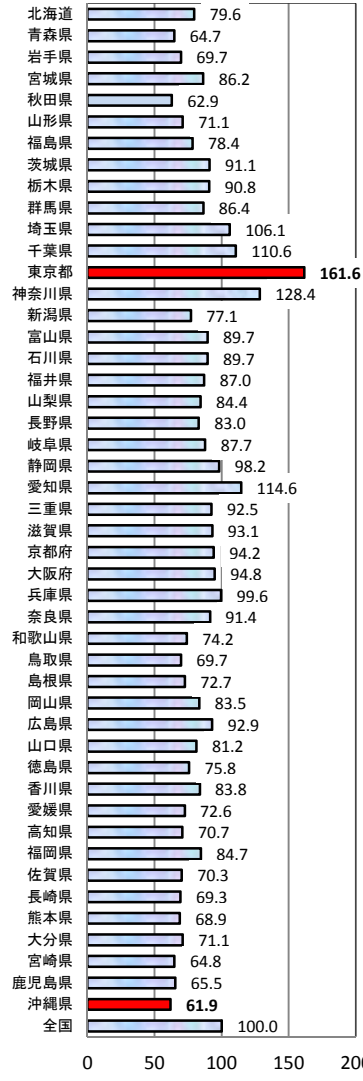
最大/最小: 2.4倍



37.3兆円

個人住民税

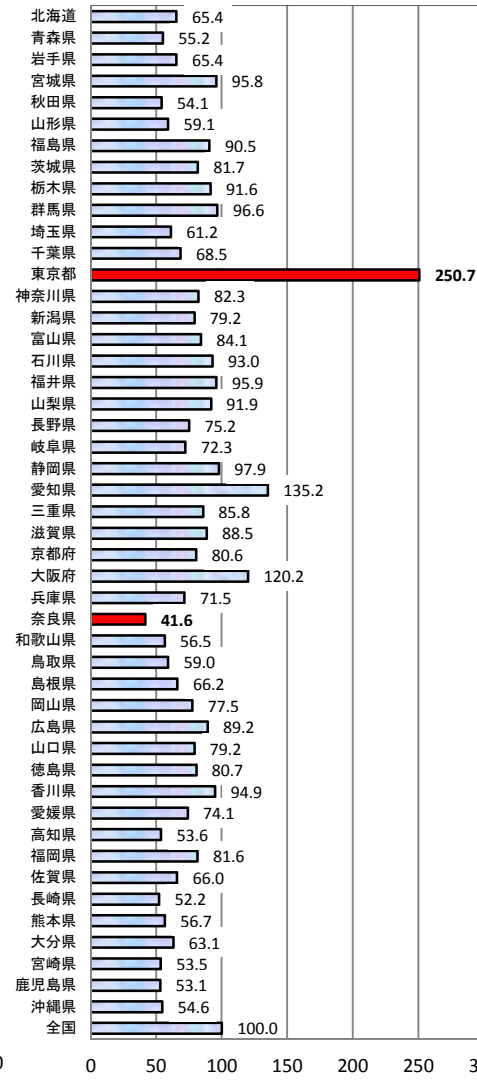
最大/最小: 2.6倍



12.0兆円

地方法人二税

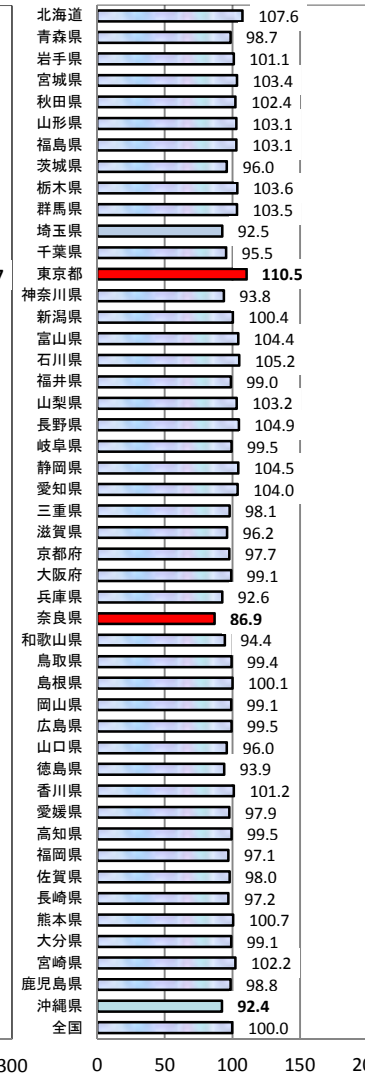
最大/最小: 6.0倍



5.9兆円

地方消費税(清算後)

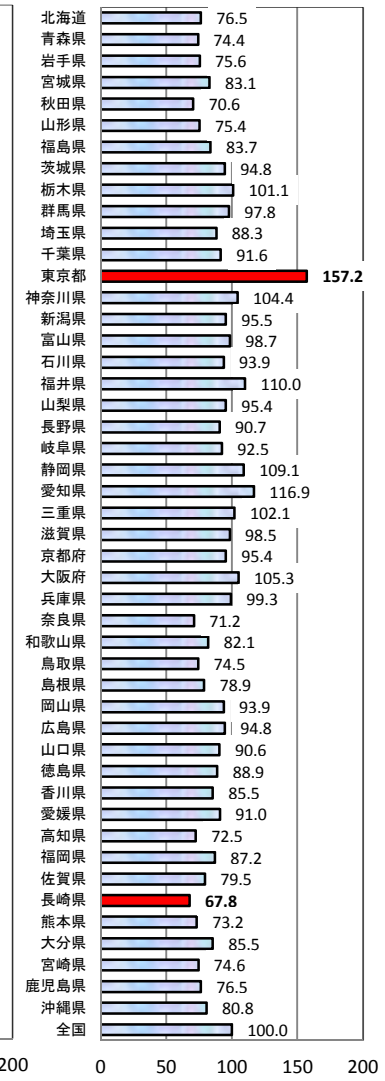
最大/最小: 1.3倍



4.0兆円

固定資産税

最大/最小: 2.3倍



8.8兆円

※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
 ※地方消費税の税収額は、平成30年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。

地方公共団体の課税自主権

課税自主権……地方団体が地方税の税目や税率設定などについて自主的に決定し、課税すること。

① 税目についての課税自主権



法定外税

法定任意税

地方税法で定められている税目(法定税)以外に、地方団体の条例によって税目を新設できる。
法定外普通税と法定外目的税の2種類がある。

② 税率設定についての課税自主権



超過課税等

標準税率(通常よべき税率)とされている税目について、その税率と異なる税率を、地方団体の条例によって設定できる。
一部税目には上限となる「制限税率」が法定されている。

税率の種類

標準税率(制限税率)
一定税率
任意税率

※ 地方税法第1条①V

標準税率 地方団体が課税する場合に通常よべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

③ 課税標準等についての課税自主権



地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)

課税標準の特例措置等について、減額の程度(特例割合)・適用期間(特例期間)の具体的内容を、地方団体の条例によって設定できる。
その場合には、「参酌する特例割合(特例期間)」及び「特例割合(特例期間)の上限・下限」を設定する。

課税自主権の拡充

○ 地方団体が課税自主権を活用しやすいよう制度見直しを実施

(1) 法定外税における国の関与の縮減等

平成12年4月（地方分権一括法）

- 法定外普通税の「許可制」から、「協議・同意制」（消極要件に該当しない限り、総務大臣は同意しなければならない）に変更
- 法定外目的税の創設

平成16年度 税制改正

- 既存の法定外税の変更（税率引下げ等）に係る国の関与を廃止
- 特定納税義務者への意見聴取制度を創設

(2) 超過課税における税率設定の自由度の拡大等

平成15年度 税制改正

- 法人事業税について、制限税率を緩和 [1.1倍→1.2倍]

平成16年度 税制改正

- 標準税率によらないことができる要件の緩和（超過課税の制約緩和）
- 固定資産税について、制限税率を廃止

平成18年度 税制改正

- 自動車税・軽自動車税について制限税率を緩和 [1.2倍→1.5倍]

(3) 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入・拡大

平成24年度から導入。平成31年度には43項目に拡大。

法定外税の導入状況

14道県
4市町
(H13.4現在)



34都道府県
18市区町村
(H31.4現在)

平成29年度決算額 562億円

超過課税の導入状況

[例：法人事業税]

7団体
(H13.4現在)



8団体
(H30.4現在)

[例：道府県民税（個人均等割）]

0団体
(H13.4現在)



37団体
(H30.4現在)

平成29年度決算額 6,310億円
(※)全税目の合計

わがまち特例の導入状況

条例で参酌基準以外の割合を定めている市町村数 延べ3,863団体
(平成30年10月時点)

超過課税の状況

ア 超過課税実施団体数（平成30年4月1日現在）

○ 都道府県

<道府県民税>

| | | |
|-------|------|--|
| 個人均等割 | 37団体 | 岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 |
| 所得割 | 1団体 | { 神奈川県 } |
| 法人均等割 | 35団体 | 岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 |
| 法人税割 | 46団体 | { 静岡県を除く46都道府県 } |

<法人事業税>

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 8団体 | { 宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県 } |
|-----|--------------------------------------|

○ 市町村

<市町村民税>

| | | |
|-------|-------|-------------|
| 個人均等割 | 1団体 | { 神奈川県横浜市 } |
| 所得割 | 1団体 | { 兵庫県豊岡市 } |
| 法人均等割 | 387団体 | |
| 法人税割 | 996団体 | |

<固定資産税>

153団体

<軽自動車税>

15団体

<鉱産税>

30団体

<入湯税>

5団体

{ 北海道釧路市、北海道上川町、三重県桑名市、大阪府箕面市、岡山県美作市、 }

イ 超過課税の規模（平成29年度決算）

○ 道府県税

| | | | |
|-------|-------|--------|-----------|
| 道府県民税 | 個人均等割 | (37団体) | 243.6億円 |
| | 所得割 | (1団体) | 26.5億円 |
| | 法人均等割 | (35団体) | 103.4億円 |
| | 法人税割 | (46団体) | 1,193.2億円 |
| 法人事業税 | | (8団体) | 1,315.9億円 |
| 道府県税計 | | | 2,882.6億円 |

○ 市町村税

| | | | |
|-------|-------|---------|-----------|
| 市町村民税 | 個人均等割 | (1団体) | 16.9億円 |
| | 所得割 | (1団体) | 0.5億円 |
| | 法人均等割 | (388団体) | 163.9億円 |
| | 法人税割 | (998団体) | 2,886.0億円 |
| 固定資産税 | | (153団体) | 355.0億円 |
| 軽自動車税 | | (15団体) | 4.9億円 |
| 鉱産税 | | (31団体) | 9百万円 |
| 入湯税 | | (4団体) | 34百万円 |
| 市町村税計 | | | 3,427.6億円 |

超過課税合計

6,310.2億円

※ 地方法人二税の占める割合: 89.7%

(注) イの表中における団体数は、平成29年4月1日現在。

法定外税について

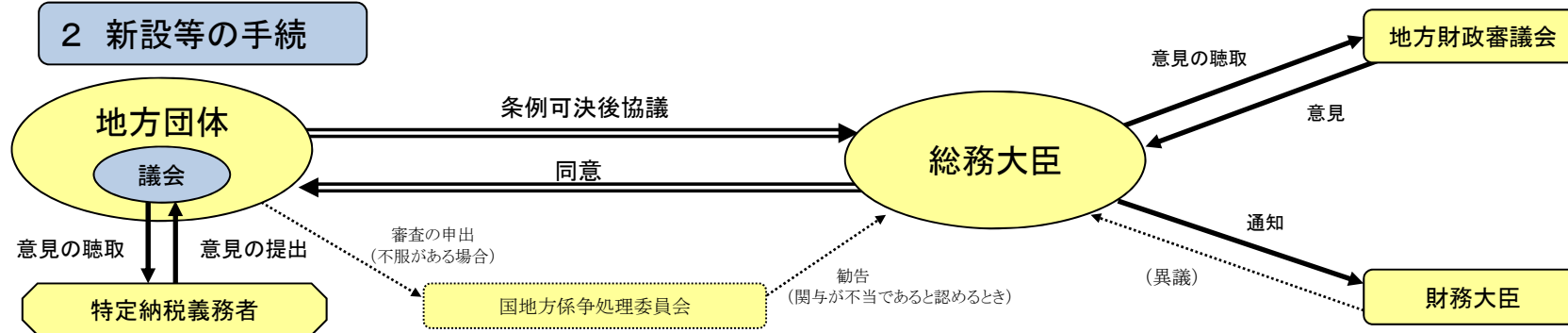
1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る納税割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。
(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

法定外税の状況

(平成31年4月1日現在)

(平成29年度決算額)

(単位:億円)

平成29年度決算額 562億円 (地方税収額に占める割合 0.14%)

1 法定外普通税 [448億円(*3)(20件)]

[都道府県]

| | | |
|-----------|--|-----|
| 石油価格調整税 | 沖縄県 | 10 |
| 核燃料税 | 福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、 静岡県、鹿児島県、宮城県、 新潟県、北海道、石川県 | 206 |
| 核燃料等取扱税 | 茨城県 | 12 |
| 核燃料物質等取扱税 | 青森県 | 200 |
| 計 | 13件 | 429 |

[市区町村]

| | | |
|-----------|--------------------------|--------|
| 別荘等所有税 | 熱海市(静岡県) | 5 |
| 砂利採取税 | 山北町(神奈川県) | 0.1 |
| 歴史と文化の環境税 | 太宰府市(福岡県) | 0.9 |
| 使用済核燃料税 | 薩摩川内市(鹿児島県)、 伊方町(愛媛県) | 4(*3) |
| 狭小住戸集合住宅税 | 豊島区(東京都) | 4 |
| 空港連絡橋利用税 | 泉佐野市(大阪府) | 4 |
| 計 | 7件 | 19(*3) |

2 法定外目的税 [114億円(*3)(41件)]

[都道府県]

| | | |
|-------------|--|-----|
| 産業廃棄物税等(*1) | 三重県、鳥取県、岡山県、広島県、 青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、 奈良県、新潟県、山口県、宮城県、 京都府、島根県、福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、鹿児島県、 宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、 沖縄県、北海道、山形県、愛媛県 | 66 |
| 宿泊税 | 東京都、大阪府 | 31 |
| 乗鞍環境保全税 | 岐阜県 | 0.1 |
| 計 | 30件 | 97 |

[市区町村]

| | | |
|------------|------------------------------|---------|
| 遊漁税 | 富士河口湖町(山梨県) | 0.1 |
| 環境未来税 | 北九州市(福岡県) | 6 |
| 使用済核燃料税 | 柏崎市(新潟県)、玄海町(佐賀県) | 10 |
| 環境協力税等(*2) | 伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、 座間味村(沖縄県) | 0.2(*3) |
| 開発事業等緑化負担税 | 箕面市(大阪府) | 0.5 |
| 宿泊税 | 京都市(京都府)、金沢市(石川県) | —(*3) |
| 計 | 11件 | 17(*3) |

合計:61件(法定外普通税20件、法定外目的税41件) / 実施団体数:52団体(34都道府県、18市区町村)(重複除き)

*1 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。

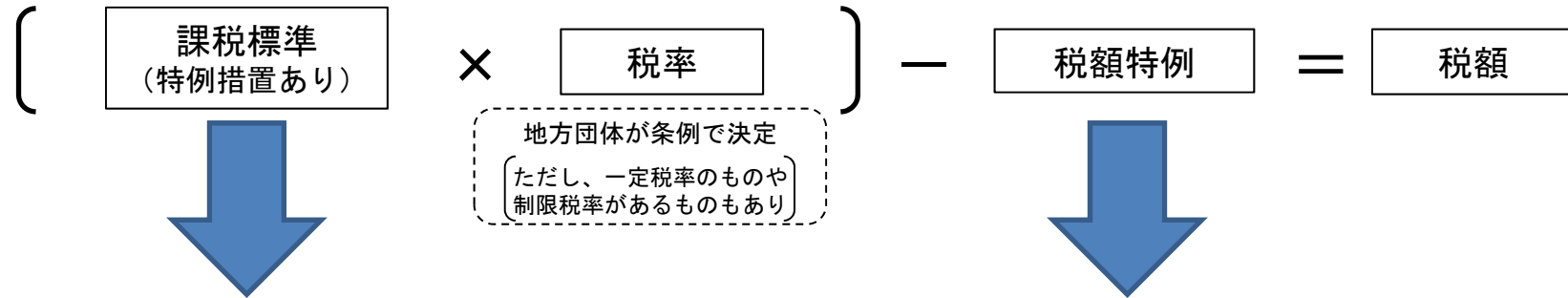
*2 環境協力税(伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村)、美ら島税(座間味村)など実施団体により名称に差異があるが、地方団体区域への入域を課税客体とするものをまとめてここに掲載している。

*3 伊方町使用済核燃料税(平成30年4月1日条例施行)、座間味村美ら島税(平成30年4月1日条例施行)、京都市宿泊税(平成30年10月1日条例施行)、金沢市宿泊税(平成31年4月1日条例施行)は平成29年度の決算額がないため、含んでいない。

*4 端数処理のため、計が一致しない。

わがまち特例について

わがまち特例のイメージ



従来法律で一律に定めていた課税標準又は税額の特例割合を条例で決定できることとする。
(一定の参酌すべき特例割合と上限・下限を法律で定める)

導入実績 (H30年度時点)

固定資産税…25項目、都市計画税…8項目、不動産取得税…5項目

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について（抄）（平成29年4月1日付け総税企第36号・総務大臣通知）

IV 特記事項

- 3 本年度改正において、Ⅱの第1の4(2)から(4)まで及び第2の2(5)から(9)までの特例措置について「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」（以下「わがまち特例」という。）を導入することとなったので、以下の点に留意の上、適切に対処されたいこと。
 - (1) わがまち特例の対象が区域内に存在する地方団体にあつては、当該対象に係る固定資産税及び都市計画税を賦課徴収するために、参酌基準による場合も含め、特例割合を定める条例を制定することが必要であること。
 - (2) 特例割合を定める条例については、地域の実情に応じた政策を展開するというわがまち特例導入の趣旨に沿って、十分な検討・議論のための期間、納税義務者等への周知期間等を総合的に勘案した上で、可能な限り速やかに制定することが望ましいこと。

地方譲与税の概要

| 譲与税目 | 地方揮発油譲与税※ ¹ | 石油ガス譲与税 | 自動車重量譲与税※ ² | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|--|--|----|-----|------|--------|----------------------|--------------------|--------|----------------------|--------------------|-------|----------------------|--------------------|--------|----------------------|--------------------|
| 譲与総額 | 地方揮発油税収入額の全額 | 石油ガス税収入額の1/2 | 自動車重量税収入額の348/1,000 (当分の間 422/1,000) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課税標準及び税率等 | 製造場からの移出又は保税地域からの揮発油引取数量 5,200円/kℓ (本則税率 4,400円/kℓ) 〔平成46年度～ 5,500円/kℓ (本則税率 4,700円/kℓ)〕 | 石油ガス充てん場からの移出又は保税地域からの引取重量 17.50円/kg | 自動車検査証を受ける車、車両番号の指定を受ける軽自動車 例) 乗用自動車自家用 (3年) 12,300円/自重0.5トﾝ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 譲与団体 | 都道府県・市町村 (特別区含む) | 都道府県・指定都市 | 市町村・都道府県 (特別区含む) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 譲与基準 | ○都道府県・指定都市 (58/100) 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積 *財源超過団体に対する譲与制限あり (前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2又は当該団体の譲与額の3分の2のいずれか少ない額を制限) ○市町村 (42/100) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積 | 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積 | ○市町村 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積 ○都道府県 自家用乗用車(登録車)の課税台数 〔譲与割合〕 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H31年度～</td> <td>333/348 (407/422)</td> <td>15/348 (15/422)</td> </tr> <tr> <td>H34年度～</td> <td>333/357 (407/431)</td> <td>24/357 (24/431)</td> </tr> <tr> <td>H46年度</td> <td>333/401 (407/475)</td> <td>68/401 (68/475)</td> </tr> <tr> <td>H47年度～</td> <td>333/416 (407/490)</td> <td>83/416 (83/490)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">() 内は、当分の間の譲与割合</p> | 期間 | 市町村 | 都道府県 | H31年度～ | 333/348 (407/422) | 15/348 (15/422) | H34年度～ | 333/357 (407/431) | 24/357 (24/431) | H46年度 | 333/401 (407/475) | 68/401 (68/475) | H47年度～ | 333/416 (407/490) | 83/416 (83/490) |
| 期間 | 市町村 | 都道府県 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H31年度～ | 333/348 (407/422) | 15/348 (15/422) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H34年度～ | 333/357 (407/431) | 24/357 (24/431) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H46年度 | 333/401 (407/475) | 68/401 (68/475) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H47年度～ | 333/416 (407/490) | 83/416 (83/490) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 譲与基準の補正 | 人口、道路の種類・幅員等による補正 (昼間人口が多い団体は別途補正) | 普通交付税算定に用いる道路橋りょう費の測定単位当たりの補正率による補正 | 人口、道路の幅員等による補正 (昼間人口が多い団体は別途補正) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使途 | 条件・制限なし (地方道路譲与税は道路費用) | 条件・制限なし | 条件・制限なし | | | | | | | | | | | | | | | |
| 譲与時期 | 6・11・3月 | 6・11・3月 | 6・11・3月 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度譲与実績額 | 2,599億円 | 78億円 | 2,689億円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成31年度地財計画額 | 2,472億円 | 72億円 | 2,742億円 | | | | | | | | | | | | | | | |

※1 地方道路譲与税を含む。また、平成46年度から揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、その増額分を地方揮発油譲与税の新譲与分として、都道府県に対して自家用乗用車(登録車)の課税台数で案分して譲与することとされている。

※2 自動車重量譲与税の譲与総額は、自動車重量税の収入額に対して平成31～33年度は348/1,000(当分の間422/1,000)、平成34～45年度は357/1,000(当分の間431/1,000)、平成46年度は401/1,000(当分の間475/1,000)、平成47年度以降は、416/1,000(当分の間490/1,000)とされている。

地方譲与税の概要

| 譲与税目 | 航空機燃料譲与税 | 特別とん譲与税 | 地方法人特別譲与税 | 森林環境譲与税 ^{※3} | 特別法人事業譲与税 ^{※4} | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|--|---|--|---|-----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|
| 譲与総額 | 航空機燃料税収入額の2/13 (平成23～31年度の間 2/9) | 特別とん税収入額の全額 | 地方法人特別税収入額の 全額 | 森林環境税収入額に相当 する額 | 特別法人事業税収入額の 全額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課税標準 及び税率等 | 航空機に積み込まれた航空機 燃料の数量 26,000円/kℓ 〔平成23～31年度の間 18,000円/kℓ〕 | 開港へ入港する外国貿易船の 純トン数 入港ごとに納付する場合 20円/トﾝ 開港ごとに1年分一時納 付する場合 60円/トﾝ | 基準法人所得割額 付加価値割額・資本割額及び 所得割額により課税される法 人 税率 414.2% 所得割額により課税される法 人 税率 43.2% 基準法人収入割額 収入割額により課税される法 人 税率 43.2% | 国内に住所を有する個人 年額1,000円/人 〔平成36年度から課税開始〕 | 基準法人所得割額 付加価値割額・資本割額及び所 得割額により課税される法人 税率 260% 所得割額により法人の事業税を 課される特別法人 税率 34.5% 所得割額により法人事業税課税 される法人 税率 37% 基準法人収入割額 収入割額により課税される法人 税率 30% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 譲与団体 | 空港関係市町村(特別区含む) 空港関係都道府県 | 開港所在市町村 (都を含む) | 都道府県 | 市町村・都道府県 (特別区含む) | 都道府県 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 譲与基準 | ○市町村 (4/5) 1/2 着陸料収入額 1/2 騒音世帯数 ○都道府県 (1/5) 市町村の譲与基準により算 定した額 | 開港への入港に係る特別とん 税の収入額に相当する額 | 1/2 人口 1/2 従業者数 *財源超過団体に対する個 別財源超過団体調整額の 加算あり | ○市町村 5/10 私有林人工林面積 2/10 林業就業者数 3/10 人口 ○都道府県 市町村と同様 譲与割合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H31年度～</td> <td>80/100</td> <td>20/100</td> </tr> <tr> <td>H37年度～</td> <td>85/100</td> <td>15/100</td> </tr> <tr> <td>H41年度～</td> <td>88/100</td> <td>12/100</td> </tr> <tr> <td>H45年度～</td> <td>90/100</td> <td>10/100</td> </tr> </tbody> </table> | 期間 | 市町村 | 都道府県 | H31年度～ | 80/100 | 20/100 | H37年度～ | 85/100 | 15/100 | H41年度～ | 88/100 | 12/100 | H45年度～ | 90/100 | 10/100 | 人口 *財源超過団体に対する譲 与制限あり(当初算出額 の25%を保障し、残余の7 5%を制限(制限は財源超 過額を上限)) |
| 期間 | 市町村 | 都道府県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H31年度～ | 80/100 | 20/100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H37年度～ | 85/100 | 15/100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H41年度～ | 88/100 | 12/100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H45年度～ | 90/100 | 10/100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 譲与基準 の補正 | 着陸料の収入額、空港の管理 の態様、空港の所在、騒音の 程度等による補正 | なし | なし | 林野率による補正 (私有林人工林面積のみ) | なし | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使途 | 騒音による障害防止・ 空港対策等に関する費用 | 条件・制限なし | 条件・制限なし | 森林整備及びその促進に関する費用 市町村の支援等に関する費用 | 条件・制限なし | | | | | | | | | | | | | | | |
| 譲与時期 | 9・3月 | 9・3月 | 5・8・11・2月 | 9・3月 | 5・8・11・2月 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度 譲与実績額 | 150億円 | 128億円 | 20,865億円 | — | — | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成31年度 地財計画額 | 149億円 | 137億円 | 21,351億円 | 200億円 | (平成32年度から譲与) | | | | | | | | | | | | | | | |

※3 森林環境譲与税の譲与総額は、平成31～35年度の間、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金(平成31～33年度:200億円、平成34、35年度:300億円)とされ、平成37～44年度の間、森林環境税収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除した額とされている。

※4 特別法人事業税は、平成31年10月以後に開始する事業年度から適用することとされている。また、平成32年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額は、特別法人事業譲与税の原資に加えることとされている。